

公告第813号

規約一部変更について

規約第4条(設立事業所の名称及び所在地)を一部変更いたしました。

つきましては、健康保険法施行令第3条の規定により公告いたします。

記

新旧条文対照表

新	旧
(設立事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。	(設立事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
名 称	名 称
所在地	所在地
ダイハツ工業株式会社 本社	ダイハツ工業株式会社 本社
大阪府池田市	大阪府池田市
ダイハツディーゼル株式会社 本社	ダイハツディーゼル株式会社 本社
大阪府大阪市北区	大阪府大阪市北区
ダイハツ輸送株式会社	ダイハツ輸送株式会社
大阪府池田市	大阪府池田市
ダイハツ生活協同組合	ダイハツ生活協同組合
大阪府池田市	大阪府池田市
ダイハツ労働組合	ダイハツ労働組合
大阪府池田市	大阪府池田市
株式会社ダイハツビジネスサポートセンター	株式会社ダイハツビジネスサポートセンター
大阪府池田市	兵庫県伊丹市

附 則

この規約は、平成31年1月7日から適用する。

事業所の本社移転により変更するものです。

平成31年3月7日

ダイハツ健康保険組合
理事長 松下 範至